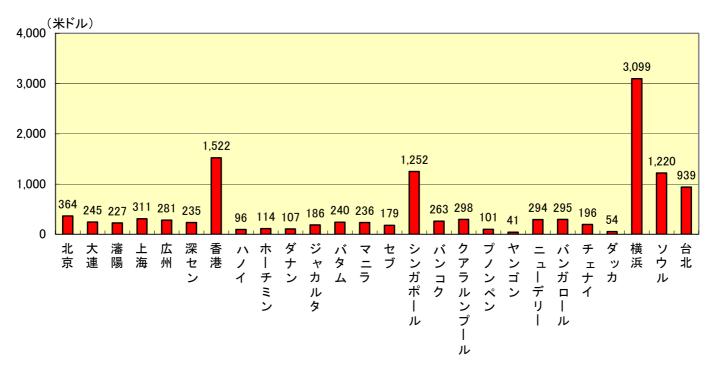
「アジア各国の賃金比較(2011年1月)」

三菱東京UFJ銀行 国際企画部 情報戦略グループ

アジアの高成長が続く中、労働コスト上昇への対応、労働力確保の観点から、海外生産拠点のシフトを検討する企業も増えてきています。その際には、各国の人件費がどの程度か、どのような投資インセンティブがあるかといった点を検討のポイントとされるケースが多いようです。特に日系製造業では、一般工の賃金水準に着目する企業も多くなっています。

そこで、アジア各国の賃金水準について、一般工、エンジニア、中間管理層の月額賃金と、最低賃金の動向を以下の通りまとめました。

【アジア各国の一般工の米ドル建て月額賃金の比較】



(出所)JETRO資料(2011年1月)より三菱東京UFJ銀行国際企画部 情報戦略グループ作成 ※アジア諸国=2010年8~9月調査実施。米ドル換算は2010年8月の平均レート適用。 横浜=横浜市「平成21年度職種別民間給与実態調査」。

1. 月額賃金の比較

JETRO発表の「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較(2011年1月)」から製造業の一般工、エンジニア、マネージャーの賃金水準を比較したものが「表1-1」から「表3-2」です。

各国の賃金は米ドル建で比較しています。従って相対的な賃金水準は、(1)現地通貨建の賃金の上昇、(2)現地通貨の対ドルレートの推移、の2つの要因で左右されます。また、企業サイドの支払人件費としては、この他に社会保障費の負担率なども考慮する必要があります。

表1-1. 製造業:一般工の月額賃金の比較

X	732	73455		~										
		中国							ベトナム			インドネシア		ノピン
	北京	大連	瀋陽	上海	広州	深セン	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ
月額賃金(米ドル)	364	245	227	311	281	235	1, 522	96	114	107	186	240	236	179
日本(100)との比較	11.7	7. 9	7.3	10.0	9. 1	7. 6	49. 1	3. 1	3. 7	3. 5	6. 0	7.7	7. 6	5. 8

表2-1. 製造業:エンジニア(中堅技術者)の月額賃金の比較

中国								ベトナム			インドネシア		フィリピン	
	北京	大連	瀋陽	上海	広州	深セン	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ
月額賃金(米ドル)	415	417	399	609	530	530	2, 004	265	265	160	357	406	388	314
日本(100)との比較	9. 2	9.3	8. 9	13. 6	11.8	11.8	44. 6	5. 9	5. 9	3. 6	8. 0	9. 0	8. 6	7. 0

表3-1. 製造業:マネージャー(営業担当課長クラス)の月額賃金の比較

	以 、							权						
	中国						ベトナム			インドネシア		フィリピン		
	北京	大連	瀋陽	上海	広州	深セン	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ
月額賃金(米ドル)	840	762	778	1, 096	1, 061	1, 046	3, 735	621	641	321	854	977	1, 012	858
日本(100)との比較	14. 7	13. 3	13. 6	19. 2	18. 6	18. 3	65. 4	10. 9	11. 2	5. 6	15. 0	17. 1	17. 7	15. 0

- 注1. 「日本(=100)との比較」は日本(横浜の2010年)の賃金を100としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。
- 注2. 月間賃金には会社負担の社会保障費負担を含んでいない。
- ※香港特別行政区

(出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(JETRO、2011年1月)より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成原データは「在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国(2010年度調査)」 「2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

(10年8~9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は10年8月の平均レート)

1. 月額賃金の比較(続き)

表1-2. 製造業:一般工の月額賃金の比較

シンガポール	タイ	マレーシア	カンボジア	ミャンマー		インド		バングラデシュ	日本	韓国	台湾
シンガポール	バンコク	クアラルンプール	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	バンガロール	チェナイ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
1, 252	263	298	101	41	294	295	196	54	3, 099	1, 220	939
40. 4	8. 5	9. 6	3. 3	1. 3	9. 5	9. 5	6. 3	1. 7	100.0	39. 4	30. 3

表2-2. 製造業:エンジニア(中堅技術者)の月額賃金の比較

シンガポール	タイ	マレーシア	カンボジア	ミャンマー		インド		バングラデシュ	日本	韓国	台湾
シンガポール	バンコク	クアラルンプール	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	バンガロール	チェナイ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
2, 239	588	878	363	95	681	487	539	125	4, 490	1, 658	1, 280
49. 9	13. 1	19. 6	8. 1	2. 1	15. 2	10.8	12. 0	2. 8	100.0	36. 9	28. 5

表3-2. 製造業:マネージャー(営業担当課長クラス)の月額賃金の比較

シンガポール	タイ	マレーシア	カンボジア	ミャンマー		インド		バングラデシュ	日本	韓国	台湾
シンガポール	バンコク	クアラルンプール	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	バンガロール	チェナイ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
3, 710	1, 423	1, 684	416	238	2, 343	904	1, 329	428	5, 712	2, 241	1, 898
65. 0	24. 9	29. 5	7. 3	4. 2	41.0	15. 8	23. 3	7. 5	100.0	39. 2	33. 2

注1. 「日本(=100)との比較」は日本(横浜)の賃金を100としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。

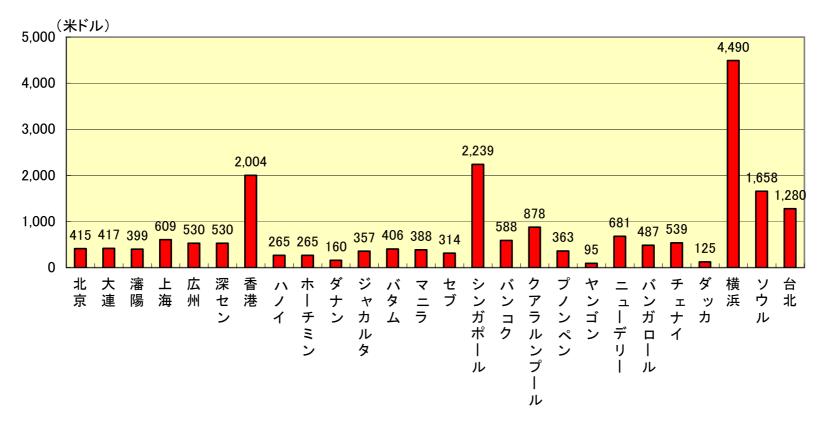
注2. 月間賃金には会社負担の社会保障費負担を含んでいない。

(出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(JETRO、2011年1月)より三菱東京UFJ銀行国際企画部情報戦略グループ作成原データは「在アジア日系企業の経営実態-中国・香港・台湾・韓国(2010年度調査)」 「2010年度在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」

(2010年8~9月ジェトロ実施、米ドルへの換算は10年8月の平均レート)

2. エンジニア(中堅技術者)の各国賃金比較(グラフ)

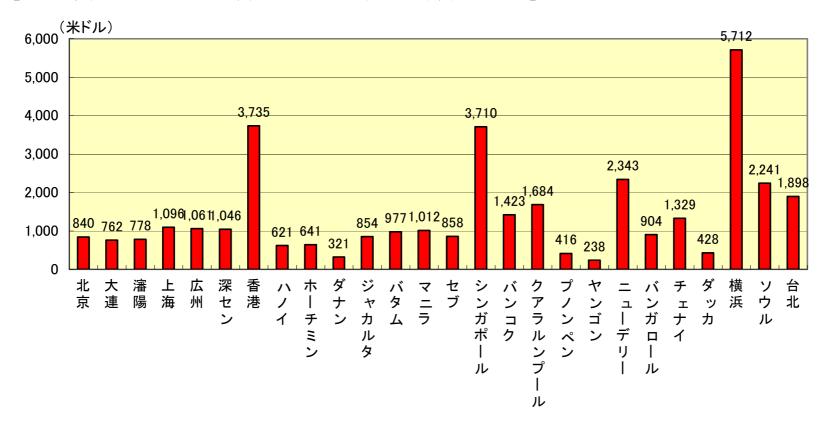
【アジア各国のエンジニア(中堅技術者)の米ドル建て月額賃金の比較】



(出所)JETRO資料(2011年1月)より三菱東京UFJ銀行国際企画部 情報戦略グループ作成 ※アジア諸国=2010年8~9月調査実施。米ドル換算は2010年8月の平均レート適用。 横浜=横浜市「平成21年度職種別民間給与実態調査」。

3. マネージャー(製造業)の各国賃金比較(グラフ)

【アジア各国のマネージャー(製造業)の米ドル建て月額賃金の比較】



(出所)JETRO資料(2011年1月)より三菱東京UFJ銀行国際企画部 情報戦略グループ作成 ※アジア諸国=2010年8~9月調査実施。米ドル換算は2010年8月の平均レート適用。 横浜=横浜市「平成21年度職種別民間給与実態調査」。 **4. 主要国の法定最低賃金動向 ・・・**一般工の賃金水準を見るとき、法定最低賃金の上昇率も、比較の判断材料になると考えられます。 ベトナム・ドン安により、米ドル換算のベトナムの最低賃金の上昇率は抑制されています。

【主要国の月額法定最低賃金】

7	ンドネシア	9	₹額(ルピア	前年比上昇率(%)	
1,	ンドネシ ア	2009年	2010年	2011年	2011年
	ジャカルタ特別区	1,069,865	1,118,009	1,290,000	15.4
	スラバヤ市	948,500	1,031,500	1,115,000	8.1
	バタム島:軽工業正社員	1,045,000	1,110,000	1,180,000	6.3

米ドル換	·算(US\$)	前年比上昇率(%)
2010年	2011年	2011年
123	149	21.2
114	129	13.5
122	136	11.6

\bar{\alpha}		身	₹額(バーツ	前年比上昇率(%)	
7		2009年	2010年	2011年	2011年
	バンコク	5,075	5,150	5,375	4.4

米ドル換	·算(US\$)	前年比上昇率(%)
2010年	2011年	2011年
163	179	10.1

	べし	トナム		実額(ドン)		前年比上昇率(%)	
ľ	`		2009年	2010年	2011年	2011年	
		エリア1: ハノイ、ホーチミンの都市部	1,200,000	1,340,000	1,550,000	15.7	
		エリア2: ハノイ、ホーチミンの都市部の外側	1,080,000	1,190,000	1,350,000	13.4	
		エリア3: エリア2以外の各省直轄市等	950,000	1,040,000	1,170,000	12.5	

米ドル換	·算(US\$)	前年比上昇率(%)
2010年	2011年	2011年
70	81	15.6
62	71	13.4
54	61	12.4

中国		実額(人民元)			前年比上昇率(%)	
ľ		2009年	2010年	2011年	2011年	
	上海(市内)	960	1,120	1,280	14.3	
	深セン(特区内)	1,000	1,100	1,100	0.0(※)	
	深セン(特区外)	900	1,100	1,100	0.0(※)	

米ドル換	·算(US\$)	前年比上昇率(%)		
2010年	2011年	2011年		
142	195	37.6		
148	168	13.5		
133	168	26.1		

(出所)各種資料より三菱東京UFJ銀行国際企画部 情報戦略グループ作成

- ※法定最低賃金の改定が2009年に行われなかった国については、2009年分を記載していない。
- ※為替レートは1ドル当たり、2011年8.651ルピア、30.05バーツ、19.136ドン、6.55元と仮定。2010年は各国の年平均レートで計算。
- ※バンコクの最低賃金は、2010年1月に日額206バーツ、2011年1月に日額215バーツとなっている。

上記実額は月25日稼動と考えて月額に換算した。上昇率は1月までの19ヵ月分を年率換算して算出。

- ※ベトナムのエリアの範囲は2011年7月1日に見直される。
- ※上海の最低賃金は2010年4月から1,120元、2011年4月1日から1,280元、に引き上げられている。
- ※深センの最低賃金は2008年7月1日に引き上げられた。2010年7月の引き上げでは特区内・特区外の金額が同じになっている。今後、2011年7月に引き上げられる見込み。

5. オーストラリアの平均月間賃金推移

オーストラリアの賃金データは、平均週間賃金を4倍したものを月間賃金と計算して以下のように算出してみました。オーストラリアについては、ASEAN諸国のような一般工という区分ではなく、全ての職種の平均の値です。

	2005年11月	2006年11月	2007年11月	2008年11月	2009年11月	2010年11月
平均週間総賃金(A\$) (a)	1,029.5	1,058.9	1,112.7	1,164.9	1,223.3	1,272.5
前年比上昇率(%)	5.8	2.9	5.1	4.7	5.0	3.4
同米ドル建て賃金(b)	761.8	836.5	979.2	815.4	1,101.0	1,234.3
平均月間総賃金(A\$): (a)×4	4,118	4,236	4,451	4,660	4,893	5,090
平均月間総賃金(米ドル換算): (b)×4	3,047	3,346	3,917	3,262	4,404	4,937
米ドル建て賃金上昇率(%)	8.7	9.8	17.1	-16.7	35.0	12.1
米ドル換算レート(豪ドル/ドル)	0.74	0.79	0.88	0.70	0.90	0.97

(出所)CEICより三菱東京UFJ銀行国際企画部 情報戦略グループ作成

**(Trend Estimates) Private & Public Sectors Full-time adult ordinary time earnings.

Average Weekly Earning: Adult: Full Time

本レポートに関するお問い合せ先:

三菱東京UFJ銀行

国際企画部 情報戦略グループ 北村広明

E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

TEL:(東京)03-3240-7864

本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。

本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。

本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、 複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。

本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

弊行が契約している指定紛争解決機関 全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室0570-017109、03-5252-3772 受付時間/月~金曜日9:00~17:00(祝日・12/31~1/3等を除く)